環境会計情報の開示の現状と課題

小　川　哲　彦

1．はじめに

近年、SDGsやESGなどに取り組む企業が増加している。これらの活動には環境問題に対する取り組みが含まれているが、その取り組みを定量的に評価するための枠組みとして2000年に環境省が公表した環境会計ガイドラインがある。1990年代は、環境保全への取り組みを事業活動に組み込み、企業の環境保全活動にどれだけの費用や投資額がかかり、その結果、どれほどの環境負荷を減らしたり、経済的な効果があったりすることを大企業がそれぞれ分析していた。こうした中、環境会計に関する共通の枠組みがなかったことから、環境省が環境会計ガイドラインを策定し、公表したのである。

また、環境省は2001年に企業の環境保全活動を企業外部に報告するための環境報告書ガイドラインを公表した。これらの背景にはISO（国際標準化機構）が1996年に発行したISO14001の認証を取得する企業が増加したことが考えらる。2006年９月では21,116件のISO14001の認証取得数となった。企業がISO14001の環境マネジメントシステムを構築し、環境パフォーマンスや環境会計情報を環境報告書として広く社会に公表することで、多様な利害関係者との環境コミュニケーションを行っていくことの重要性が認識され、環境報告書ガイドラインが公表されたのである。

さらに2000年代に入ると、企業活動の環境的側面だけでなく社会的側面および経済的側面をふまえたCSR（Corporate Social Responsibility）やサステナビリティという観点での企業活動が積極的に取り組まれた。社会への企

業活動の報告媒体も環境報告書からCSR報告書やサステナビリティ報告書など環境的側面以外の社会・経済的側面に関する情報も開示されるようになった。環境省も環境報告書だけでなく、CSR報告書やサステナビリティ報告書などでも環境報告が行われることから2007年に環境報告ガイドラインと名称を変更し、さまざまな報告媒体での環境報告の促進を図った。

そしてIIRC（国際統合報告評議会）は、2013年12月に国際統合報告＜IR＞フレームワークを公表している。統合報告の目的に「より効率的で生産的な資本の配分を可能とするために、財務資本の提供者が利用可能な情報の質を改善する」ことをあげ、さらに「複数の異なる報告を基礎に、組織の長期にわたる価値創造能力に強く影響するあらゆる要因を伝達する企業報告に関して、よりまとまりのある効率的なアプローチを促す」こととしている（IIRC[2013], p.2）。さらに統合報告書の目的として「財務資本の提供者に対し、組織がどのように長期にわたり価値を創造するかを説明することである。統合報告書は、従業員、顧客、サプライヤー、事業パートナー、地域社会、立法者、規制当局、及び政策立案者を含む、組織の長期にわたる価値創造能力に関心を持つ全てのステークホルダーにとって有益である」としている（IIRC[2013], p.4）。

企業を取り巻く環境が変化している中、企業の財務情報だけでなく非財務情報を利害関係者に開示することが求められるようになった。企業はSDGsやESGなどの側面もふまえた企業活動を行い、財務資本提供者に対してどのように長期にわたって価値を創造するか、財務的側面だけでなく非財務的側面も含んだ統合報告を行っている。

そこで、これまでの環境報告書やCSR報告書などの報告媒体から、現在では統合報告書として情報を開示している企業が増加している中、本論文では、企業の環境会計情報や環境情報がどれほど開示されているのかを調査し、その結果を明らかにする。そして、環境会計ガイドラインや環境報告ガイドラインが公表されて20年以上たった現在の企業における環境会計情報および環境情報の開示の現状と課題を考察することが本論文の目的である。

２．調査対象企業

小川［2020］の2020年に実施した有価証券報告書総覧における調査（以下、2020年調査）において、SDGsについて記載をしていた企業66社、ESGについて記載していた企業91社、そしてSDGsおよびESGの両方について記載していた企業55社、合計212社を調査対象とした。2020年調査は有価証券報告書を調査対象とした。有価証券報告書では環境会計ガイドラインで示されている「環境会計」として情報は開示されていない。そこで2020年調査では、例えば「土壌汚染対策費」という項目などを環境会計情報として有価証券報告書で開示されているかの調査を実施した。さらに気候変動などの環境問題に関するデータも有価証券報告書では開示されていない。

さらに、2020年調査ではSDGsおよびESGをキーワードとしてこれらの用語およびその取り組みの説明が開示されるかについても調査した。SDGsに関する情報は、多くが有価証券報告書の「事業の状況」で開示されていた。開示方法はさまざまであるが、定性的情報として経営方針や中期経営計画や会社の対処すべき課題として開示されていた。目標数値等による開示はなく、今後の取り組むべき課題や目標を定性的に示しているものであった。また、ESGに関する情報もSDGsと同様に定性的情報であった。ESGを経営基盤の構築に取り入れたり、ESG経営として運用したりすることを掲げる企業があった。

そこで、2020年調査でSDGsおよびESGに関する情報が示されていた企業は、現在もこれらの取り組みが実施されており、さらに情報開示についても進んでいると想定し、本論文の調査対象企業とした。

３．調査方法

本調査は調査対象企業のホームページにて開示されている報告媒体を調査した[1)]。まず、冊子（PDF）として開示されている情報を調査し、冊子による開示がない企業はデータブック等で開示されている情報を調査した。そして冊子・データブック等でも開示されていない企業はホームページの

1)　ホームページの閲覧期間は、2022 年 12 月 1 日～ 2023 年 1 月 10 日である。

該当箇所を調査した。

2020年調査では、調査の対象となる環境会計情報は「企業の事業活動で環境負荷の発生の防止、抑制、除去および被害の回復等に関連する財務情報および定性情報」として調査を実施した。本調査の対象は有価証券報告書ではなく企業のホームページにおける情報開示を調査することから、環境会計をキーワードに調査した。この理由は、環境省は環境会計ガイドライン2005年版を公表しており、このガイドラインを参考にしているとしている企業があり、環境省の環境会計ガイドラインにそった公表フォーマットを使用している企業があるからである。しかし、環境省の環境会計ガイドラインに沿った形式ではなく、環境対策としての投資額もしくは費用額を開示している企業の報告書等も環境会計情報の開示として計上している。また、CO_2、水資源、廃棄物そして生物多様性に関する環境情報の開示状況についても調査した。

さらに、環境会計・環境情報を開示している報告媒体について、どのような名称で開示されており、それらを作成するにあたっての参考ガイドラインについて調査した。

4．調査結果および考察

（1）環境会計および環境情報の開示企業数

調査対象企業212社のホームページにて環境会計・環境情報の開示状況を調査した結果を示しているのが図表１である。環境会計・環境情報を開示していた企業を開示ありとし、開示がなかった企業を開示なしとしている。

図表１　環境会計・環境情報の開示企業数

	企業数（社）	割合（%）
開示あり	200	94.3
開示なし	12	5.7
合　計	212	100

2020年調査の有価証券報告書においてSDGsおよびESGについて記載していた企業212社のうち、本調査では200社（94.3％）が環境会計および環境情報を開示している結果となった。次節で報告媒体について詳述するが、企業のホームページにおいて、環境報告書、CSR報告書、サステナビリティ報告書、そして統合報告書などの冊子をまず調査した。そして冊子がない企業はホームページ上で開示されている環境データブック、ESGデータブックなどの資料を調査し、これらに開示がない場合は、ホームページ内の「サステナビリティ」等のページを調査した結果である。

2020年調査でSDGsやESGについて記載があり、本調査で環境会計や環境情報が開示されていなかった企業は、上場を廃止した企業が１社で、その他の企業は2020年調査の有価証券報告書では、「SDGsに今後取り組んでまいります」、「SDGsの達成を意識した活動にも取り組んでまいります」など、2020年時点では今後、取り組む意思表示をしていた企業が多かった。その後の活動の進展がどのようになっているかは不明であるが、環境情報等も含めて、情報利用者に対しての情報開示を検討する必要があると思われる。

（2）報告媒体

まず、調査対象企業212社において開示している媒体について調査した結果を示しているのが図表２である。212社のうち182社が冊子で開示していることが明らかとなった[2)]。85.8％の企業が報告書等の冊子媒体で開示していた。

図表２　環境会計・環境情報の報告媒体

	企業数（社）	割合（％）
冊子・データブック等	182	85.8
ホームページのみ	18	8.5
開示なし	12	5.7
合　計	212	100

2)　ホームページのみというのはPDFやExcelなど冊子としてダウンロードできるものがない場合である。

1990年代から環境情報開示の手段として紙媒体、紙を使用しないCD-ROM、そしてホームページのみなど議論があった。現在では、PDF文書のように冊子としてダウンロードし、必要に応じて印刷をするということが比較的容易になっている。情報利用者が最適な媒体を選択し、情報を得ることができる。ただ、ホームページのみでの開示の場合は、いつまでその情報がホームページに掲載されているかという問題がある。PDF文書であれば過去の報告書ライブラリとしてホームページに掲載されているケースは多いが、ホームページのみの場合は１年単位で更新され、過去の情報を入手しづらくなる可能性がある。

次に冊子で開示している企業182社がどのような報告書で開示しているかを調査した結果を図表３に示す。

図表３　環境会計・環境情報の開示報告書名

	企業数（社）	割合（%）
環境報告書	6	3.3
CSR 報告書	9	4.9
サステナビリティレポート	40	22.0
ESG レポート	5	2.7
統合報告書	97	53.3
コーポレートレポート	25	13.7
合　計	212	100

図表３をみると、統合報告書[3)]として開示している企業が97社（53.3%）と最多となった。次いでサステナビリティリポートが40社（22.0%）、そしてコーポレートレポート[4)]が25社（13.7%）となった。環境報告書は環境に関する情報を中心に開示されている。CSR報告書、サステナビリティレポート、ESGレポート、統合報告書、そしてコーポレートレポートは環境だけでなく社会、経済、ガバナンス等の情報も開示されている。

3)　統合報告書の名前には、統合報告書と統合レポートの２種類であったが本調査では統合報告書にまとめて開示企業数を算出している。

4)　コーポレートレポートは、コーポレートレポートもしくは企業名にレポートが付してある報告書として算出している。

環境報告書として環境情報を開示している企業数は６社（3.3％）と少なくなっており、サステナビリティレポートや統合報告書で環境情報を開示している企業が多くなっている。情報利用者も複数の報告媒体が存在すると情報収集に手間がかかることから、サステナビリティレポートや統合報告書など企業全体の複数の情報をまとまって開示されるようになってきたのである。しかし、複数の情報が１つの報告媒体で開示されるということは情報量が増えることになる。

そこで次に、報告書の平均ページ数および最少・最多総ページ数を図表４に示す。

図表４　開示報告書のページ数

報告書名	平均ページ数	最少総ページ数	最多総ページ数
環境報告書	26	16	49
CSR 報告書	71	14	265
サステナビリティレポート	107	18	277
ESG レポート	108	58	193
統合報告書	80	22	138
コーポレートレポート	82	25	207

平均ページ数が最も少なかった報告書は環境報告書の26ページで、最多はESGレポートの108ページであった。さらに開示報告書で最もページ数が少ない報告書があったのはCSR報告書の14ページで、最多の報告書があったのはサステナビリティレポートの277であった。

最もページ数が多かったサステナビリティレポートの開示内容をみると、「トップコミットメント」からはじまり、「サステナビリティ経営」、「マテリアリティ」（重要課題）までで50ページ、以降「環境」で82ページ、「社会」で95ページ、そして「ガバナンス」で50ページという構成となっている。この報告書は情報量を減らすという選択をなるべくせず、企業活動の結果を網羅した報告書を作成する意図があると推察できる。これは冊子として印刷し、情報開示をすると印刷コストがかかるが、

ホームページ上でPDF文書として開示し、情報利用者にダウンロードして情報提供することができるようになっているから情報量を減らしていないということも考えられる。

しかしこの277ページある報告書は、図表４にある環境報告書の最多総ページ49ページの約６冊分の分量ということになる。ページ数が多いと情報量が多くなり、多くなった情報をすべて網羅し、内容を確認するには労力がかかる。またページ数が少ないと情報量が少なくなり、情報利用者が必要とする情報が開示されていない可能性がでてくる。特に環境報告書単独ではなく、社会、経済、ガバナンスなどの複数の情報を１つにまとめて開示するには情報開示の取捨選択が出てくるであろう。

報告書の種類そして開示ページ数等によって情報利用者の求める情報の量や質に影響が出てくると考えられる。

（3）参考ガイドライン

環境情報等を開示する報告書は企業独自に作成しているものもあるが、多くの場合、ガイドラインを参考に作成している。本調査で対象となった報告書がどのようなガイドラインを参考にしているかについて調査した結果が図表５である。

図表５　参考ガイドライン

ガイドライン名	企業数（社）
GRI サステナビリティ・レポーティング・スタンダード	65
ISO26000	47
環境報告ガイドライン（2018 年版）	44
環境会計ガイドライン（2005 年版）	34
TCFD	23
国際統合報告フレームワーク	78
SASB スタンダード	18
価値協創ガイダンス	68
その他	15

図表５の企業数であるが、これは１社が複数のガイドラインを参考にしていることから述べ企業数である。

まず、GRI（Global Reporting Initiative）は、サステナビリティ報告のガイドラインの作成・普及を目的とした組織である。GRIサステナビリティ・レポーティング・スタンダードでは、組織が経済・環境・社会などの情報を報告するためのフレームワークを提供している。このGRIサステナビリティ・レポーティング・スタンダードを参考にしている企業数は65社であった。

次にISO26000は国際標準化機構（ISO）が発行している組織の社会的責任に関する国際規格である。ISO26000はマネジメント規格ではなく認証を目的としないガイダンス文書である。このISO26000を参考にしている企業数は47社であった。

環境報告ガイドライン（2018年版）は環境省が2018年に公表したガイドラインである。環境省は2001年に「環境報告書ガイドライン（2000年度版）－環境報告書作成のための手引き－」を公表し、その後、2003年、2007年、2012年にガイドラインを改定し、2018年６月に環境報告ガイドライン（2018年版）に改定した。環境省［2018］によると改定の理由として「国際的には、国連が主導するSDGs（2015年９月採択）やパリ協定（2016年11月発効）など、持続可能な社会への移行を促進する国際的枠組みが確立されて、持続的発展が人類共通の目標として国際的に認知され始めたこと」としている。環境報告ガイドライン（2018年版）は環境報告の基礎情報そして環境報告の記載事項が提示されている。この環境報告ガイドライン（2018年版）を参考にしていた企業数は44社であった。

そして環境会計ガイドライン（2005年版）も環境省が策定しているガイドラインである。詳細については次節の環境会計の調査結果で述べるが、この環境会計ガイドラインを参考にしている企業数は34社であった。

TCFDは、G20の要請を受けて金融安定理事会（The Financial Stability Board: FSB）が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures: TCFD）が2017年６月に公表した

最終報告書であり、財務報告において気候関連情報を開示する場合の枠組みが提供されている。年次の財務報告で財務に影響のある気候関連情報の開示を推奨するものである。ESG投融資を実施する機関投資家や金融機関は、企業の気候変動のリスク・機会の認識を経営戦略に織り込むことを重視している。本調査においてTCFDを参考に報告書を作成している企業数は23社であった。

国際統合報告フレームワークはIIRCが国際的に合意された統合報告フレームワークを提供することを目的に策定されたものである。このフレームワークは統合報告書の作成上の基礎概念および統合報告書に含まれる要素について示されている。国際統合報告フレームワークを参考にしている企業数は78社であり、本調査の参考ガイドラインで最も多いガイドラインであった。

SASB（Sustainability Accounting Standards Board）はサステナビリティ会計基準審議会であり、投資家の意思決定に貢献することを目的に、ESGに関する開示基準を設定している。2018年11月に情報開示に関するスタンダードが公表された。このSASBスタンダードを参考にしている企業数は、18社であった。

最後に、価値協創ガイダンスであるが、これは経済産業省が、2017年５月に「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンスーESG・非財務情報と無形資産投資ー」を公表し、そして、2022年に「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス2.0（価値協創ガイダンス2.0）価値協創ガイダンス2.0」が策定された。経済産業省［2022］は「企業と投資家が統合思考に基づく情報開示や対話を通じて互いの理解を深め、持続的な価値協創に向けた行動を促すことを目的としている」のである。この価値協創ガイダンスを参考にしている企業数は68社となり、国際統合報告フレームワークに次ぐ参考企業数であった。

その他の参考ガイドラインには国連グローバルコンパクトや経団連の企業行動憲章などがあった。このように、複数の参考となるガイドラインが存在している。企業の情報開示の目的に照らしてガイドラインを参考に報告書を作成している。

企業が参考にして報告書を作成しているガイドラインは、図表５では８種類あり、１つの報告書を作成するために参考にする事項が多くなっているように思われる。企業は情報利用者を特定することが難しく、さまざまな観点からの情報開示が求められている。IIRC[2013] の統合報告書の目的でも示したとおり、「統合報告書は、従業員、顧客、サプライヤー、事業パートナー、地域社会、立法者、規制当局、及び政策立案者を含む、組織の長期にわたる価値創造能力に関心を持つ全てのステークホルダーにとって有益である」としており、情報利用者がどのような情報を必要としているかが多岐にわたっている。他の企業との比較、業界との比較、前年との比較をすることを考慮すると、ある一定のフレームワークが必要であるが、現状ではそのフレームワークを示すことは難しいと思われる。

（4）環境会計・環境情報の開示

本論文では212社を対象に調査をはじめ、そのうち環境会計・環境情報を開示していた企業200社を対象に調査した結果を図表６に示す。図表６に示している開示企業数は図表５と同様に述べ企業数である。まず、環境報告書、CSR報告書などの冊子での開示状況を調査し、冊子に開示されていない項目があれば、データ集などを調査し、冊子およびデータ集にも開示されていなかった場合はホームページのサステナビリティ等のページを調査した結果である。

図表６　環境会計・環境情報の開示状況（単位：社）

報告書名	環境会計	TCFD	CO_2	水	廃棄物	生物多様性
環境報告書	4	3	6	5	6	3
CSR 報告書	3	5	8	4	8	8
サステナビリティレポート	20	34	39	34	36	31
ESG レポート	1	5	5	4	4	4
統合報告書	26	88	94	64	75	54
コーポレートレポート	12	20	23	13	18	15
Web のみ	1	11	13	3	4	1
合　計	67	166	188	127	151	116

図表６をみるとCO_2に関連する環境情報を開示していた企業は200社中188社（94.0％）で最も多く開示されている情報であった。CO_2について開示している報告媒体は統合報告書が50.0％（188社中）と半数をしめていた。

それに次いで気候関連情報の開示を推奨するTCFDに関する環境情報が200社中166社（83.0％）となった。統合報告書での開示がTCFDも53.0％（188社中）と半数に近い割合となっている。TCFDに関しては開示企業が賛同するという意思表示を示し、今後、脱炭素社会への移行を考慮し環境負荷の低減に取り組むという意思表示のみを開示している企業があった。そしてTCFD提言の開示推奨全11項目について情報を開示している企業もあった。気候変動に関する問題は地球上の問題として世界的に取り組まれている問題であり、その活動の結果を開示することは非常に重要である。

次に廃棄物に関する情報の開示が200社中151社（75.5%）となっており、この廃棄物に関する情報開示も統合報告書の49.7%（151社中）となっている。近年の廃棄物問題として廃棄物のリサイクルおよび海洋プラスチックに対応している企業情報の開示が多くなっている。

水に関しては排水の水質や取水、そして水使用量などについて200社中127社（34％）が開示していた。そして事業活動や製品の使用・廃棄等の生物多様性に与える影響等、生物多様性に関する情報開示が200社中116社（58％）あった。

本調査の目的である環境会計情報の開示は、200社中67社（33.5％）となり環境情報と比較して低い割合となっている。しかし、2020年調査の有価証券報告書における環境会計情報の開示割合は15.7%であり、開示割合としては本調査の方が高くなっている。もちろん、有価証券報告書の開示調査では「環境会計」としての開示はなく、環境に関連した情報の開示、たとえば土壌汚染対策費を環境会計情報としてカウントしている。本調査では「環境会計」として開示している企業数が67社（33.5％）あったということとなる。

そこで次節では、環境会計としてどのような情報が開示されているかに

関する調査結果を述べる。

（５）環境会計に関する情報開示

①　環境会計情報の報告媒体

まず、調査対象企業の環境会計情報の報告媒体について図表７に示す。

図表７　環境会計情報の報告媒体（単位：社）

報告媒体	冊子	データ集等	ホームページ	合　計
環境報告書	3	1	0	4
CSR 報告書	3	0	0	3
サステナビリティレポート	14	1	5	20
ESG レポート	1	0	0	1
統合報告書	2	9	15	26
コーポレートレポート	3	2	7	12
Web のみ	—	—	1	1
合　計	26	13	28	67

図表７をみると環境報告書、CSR報告書などの冊子内で開示されていた企業数が26社であったことがわかる。環境報告書、CSR報告書は作成・開示されているが報告書内で環境会計情報は開示されていない企業のデータ集等を調査した結果、13社がデータ集等で環境会計情報が開示されていた。そして、報告書は作成・開示されているが冊子でもデータ集等でも環境会計情報が開示されていなかった企業のホームページには開示されていた企業数が28社であった。

冊子で最も多く環境会計情報を開示していた報告媒体はサステナビリティレポートの14社（67社中20.9％）であった。統合報告書を作成・開示している企業で統合報告書では開示していないがデータ集等で環境会計情報を開示していた企業が９社（67社中13.4％）、統合報告書およびデータ集で環境会計情報を開示していないが、ホームページのみで開示している企業が15社（67社中22.4％）であった。環境会計・環境情報が最も多く開示されていた報告媒体が統合報告書であったこともあり、環境会計情報

が開示されていた報告媒体も統合報告書が26社（67社中38.8％）で最多であった。

次に環境会計情報の開示内容に関する調査の結果を図表８に示す。

図表８　環境会計情報の開示内容

開示項目	開示企業数（社）
環境保全コスト	65
環境保全投資	49
環境保全効果	33
環境保全対策に伴う経済効果	39

まず、図表８に示した環境会計情報の開示内容について環境省ガイドラインに準拠して開示している企業数は56社（67社中83.6％）であった。環境会計情報を開示していた企業数は67社あったが、11社については環境問題への対策の投資額やコスト額を掲載していた企業であり、これらも環境会計情報として調査結果に計上している。

環境省ガイドライン（2005年版）では、環境会計は「事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた２種類の効果を対象」としている。環境保全コストは「環境負荷の発生の防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組のための投資額及び費用額とし、貨幣単位で測定」される。そして２種類の効果のうち環境保全効果は「環境負荷の発生の防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組による効果とし、物量単位で測定」され、環境保全対策に伴う経済効果は「環境保全対策を進めた結果、企業等の利益に貢献した効果とし、貨幣単位で測定」されるものである。
環境会計情報の開示については環境保全コストが最も多く65社（67社中97％）であった。次に環境保全効果が49社（67社中73.1％)で、環境保全対策に伴う経済効果が39社（67社中58.2%）、そして環境保全効果が33社（67社中49.3％）であった。

環境会計ガイドラインが公表されて20年以上が経っているが、環境会計

ガイドラインを参考に環境会計情報を開示している企業は、調査対象企業212社中67社（36.6％）となり、さらに、環境会計情報を開示している企業67社中56社（83.6％）が環境会計ガイドラインにそったフォーマットで情報開示していることが明らかとなった。

5．おわりに

本論文では、環境会計情報の開示状況を調査するために2020年調査結果をもとに環境会計およびCO_2などの環境情報の開示について調査した。環境会計情報は調査対象企業の212社中67社（31.6％）が環境会計情報を開示していた。その67社のうち34社が環境省の環境会計ガイドラインを参考にし、環境省が提示しているフォーマットをベースに開示していることが明らかとなった。企業のSDGsやESGに関連する取り組みの中には環境問題を解決するための活動が求められている。そうした中、環境保全活動を実施し、それぞれの活動の投資額や費用額、そして環境負荷をどれだけ減らしたか、それによって得られた経済効果がどれほどあり、その結果から今後の環境への取り組みに関する方向性を開示する必要があると思われる。

気候変動、CO_2などの環境情報は企業の気候変動のTCFDへの賛同により企業の情報開示内容は広がっていくと推測される。統合報告にあるように財務情報と非財務情報の開示を情報利用者に対していかに開示していくことを検討する必要がある。財務情報と非財務情報がそれぞれ独立して開示されることも考えられるが、環境会計情報のように、例えば土壌汚染対策にいくら投資した結果、それにより環境負荷物質がどれだけ抑えられたのかというような情報も必要になるであろう。八木（2021）は「企業の情報開示においても財務情報を基礎としながら、サステナビリティ情報と財務情報との関係性の変化を短・中・長期にわたって明らかにし、ステークホルダーエンゲージメントなどを通してその有用性を高めることが不可欠である」としている。環境会計ガイドライン、環境報告ガイドラインが策定・公表され20年以上経過した現在、企業は環境情報だけでなくSDGsやESGの観点からの取り組みが求められており、どのような情報をどのよう

に開示することが情報利用者に求められているかを考慮して情報開示する必要がある。今後の財務情報を中心とした上での環境情報を含めた非財務情報の開示に関する研究をすすめることが課題である。

参考文献

大鹿智基［2021］「統合報告における開示項目の検討―実証分析からのアプローチ―」會計、第199巻第1号、30-43頁。

小川哲彦［2020］「有価証券報告書における環境会計・SDGs・ESG情報の開示に関する一考察」『西南学院大学商学論集』第67巻第2号、47-58頁。

環境省［2000］『環境会計システムの確立に向けて（2000年報告）』環境省

環境省［2001］『環境報告書ガイドライン（2000年度版）－環境報告書作成のための手引き－』

環境省［2005］『環境会計ガイドライン　2005年版』

環境省［2007］『環境報告ガイドライン－持続可能な社会をめざして－（2007年版）』

環境省［2018］『環境報告ガイドライン　2018年版』

経済産業省［2022］『価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス2.0（価値協創ガイダンス2.0）価値協創ガイダンス2.0』

小西範幸［2021］「非財務情報の開示と統合報告―ステークホルダーと企業家機能の観点から―」會計、第199巻第1号、15-29頁。

水口剛［2021］「ESG投資の進化と統合報告」會計、第199巻第1号、44-56頁。

八木裕之［2021］「非財務情報と統合報告―包括的サステナビリティ情報開示の展開―」會計、第199巻第1号、1-14頁。

International Integrated Reporting Council（IIRC）[2013]. *The International<IR> Framework*, IIRC.（IIRC[2013]『国際統合報告フレームワーク日本語訳』）